

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)

目 次

- ◆訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◆告 示 身体障害者等実態調査実施要領
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示
- ◆選管告示 開発行為に関する工事の完了
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の
報告

訓 令

鳥取県訓令第四号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を
次のように改正する。

別表中

東京事務所	部	課	課	課	課
右以外の職員	長	長	長	長	長
部	次	次	次	次	次
長	長	長	長	長	長
所長	所長	所長	所長	所長	所長

を

東京事務所	部	課	課	課	課
右以外の職員	長	長	長	長	長
部	次	次	次	次	次
長	長	長	長	長	長
所長	所長	所長	所長	所長	所長

に、

福祉事務所
保健所

課長補佐	係長	主任
身体障害者福祉司	精神薄弱者福祉司	老人福祉司

を

福祉事務所
保健所

課長補佐	主任	係長
身体障害者福祉司	精神薄弱者福祉司	老人福祉司

一 調査の目的

この調査は、鳥取県内に住所を有する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる程度の障害を有する者をいう。以下同じ。）及び精神薄弱者（別表に定める程度の精神薄弱の状態にある者をいう。）（以下「身体障害者等」という。）の生活状況を調査することにより、その実態を把握し、もつて更生援護対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象

この調査は、昭和五十七年八月一日現在において、県内に住所を有する全ての身体障害者等を対象とする。ただし、満六十五歳以上の身体障害者については、身体障害者手帳を所持している者及び身体障害者手帳の交付を申請している者のみを対象とする。

三 調査事項

この調査は、身体障害者等に係る次の事項を調査する。

- (一) 性別及び年齢
- (二) 世帯主との続柄
- (三) 配偶者の有無
- (四) 家計上の地位
- (五) 世帯人員数
- (六) 住居の状況
- (七) 生活の程度
- (八) 主たる障害の種類、程度及び原因
- (九) 補装具及び日常生活用具の所持状況
- (十) 公的年金等の受給状況

(出) 就職の状況

(イ) 介助者及び介助の状況

(ロ) 施設入所の状況

(ハ) 家庭奉仕員の派遣状況

(ニ) 歯科治療の状況

四 調査方法

この調査は、民生委員が、調査対象者又はその世帯主に面接し、その結果を調査票に記入することによって行う。

五 調査期間

昭和五十七年八月一日から同月二十日まで

六 結果の公表

知事は、この調査の結果について、報告書を作成することにより公表する。

別表
精神薄弱の程度

年齢	段階		
	軽 度	中 度	重 度
五歳以下の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常会話はどうかできる。 ・ 数の理解はすこし遅れている。 ・ 運動機能の目立つた遅れはみられない。 ・ 身の周りの始末は大体できるが不完全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語による意志表示はいくらかできる。 ・ 数の理解に乏しい。 ・ 運動機能の遅れが目立つ。 ・ 身の周りの始末は部分的に可能 ・ 集団遊びは困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉がごく少なく、意志の表示は身振りなどで示す。 ・ ある程度の感情表現（笑ったり、恐つたり等）はできる。 ・ 運動機能の発達の遅れが著しい。 ・ 身の周りの始末はほとんどできない。 ・ 集団遊びはできない。
六歳以上十一歳以下の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通学級における学習活動についていくことはむずかしい。 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 比較的遠距離でもひとりりで通学できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常会話はある程度可能 ・ 数の理解が身につき始める。 ・ 身辺処理は大体できるが不完全 ・ ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語による意志表示はある程度可能 ・ 読み書きの学習は困難である。 ・ 数の理解に乏しい。 ・ 身近かなものの認知や区別はできる。 ・ 身近処理は部分的に可能 ・ 身近かな人と遊ぶことはできるが、長続きしない。 ・ ごく簡単な手伝いはできる。
十二歳以上十七歳以下の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校三〜四年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的思考や合理的判断に欠ける。 ・ 身辺処理は普通児並みにできる。 ・ 基本的な作業訓練は可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校二〜三年生程度の学力にとどまる。 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 簡単なゲームのきまりを理解する。 ・ 単純な作業に参加できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常会話はある程度できる。 ・ ひらがなはどうか読み書きできる。 ・ 数量処理は困難 ・ 身辺処理は大体できる。 ・ 単純作業にある程度従事できる。
十八歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校五〜六年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 ・ 事態の変化に適応する能力は弱い。 ・ 職業生活はほぼ可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単な読み書きや金銭の計算ならはできる。 ・ 適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 ・ 社会的なきまりはある程度理解できる。 ・ 単純作業に従事できる。 	

鳥取県告示第七百五十一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
山陰酸素工業株式会社	ホームセンター ンアイ昭和町店	米子市昭和町六〇

鳥取県告示第七百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月六日 鳥取県指令受都計第六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字中竹ヶ下
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡岩美町大字浦富六七五―一
岩美町
岩美町長 澤 徳次郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

境港市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県選挙管理委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称	所在地
境港市新屋町会館	境港市新屋町七二五番地
境港市三軒屋町会館	境港市三軒屋町四四七四番地六
境港市中野町会館	境港市中野町五九七番地二
境港市高松町会館	境港市高松町二八六番地

境港市幸神町会館	〃	幸神町一三七八番地一
境港市麦垣町会館	〃	麦垣町六番地一
境港市福定町会館	〃	福定町二〇七番地二
境港市竹内町会館	〃	竹内町六八一番地四
境港市昭花会館	〃	花町一三六番地一
境港市美保町会館	〃	美保町三〇九番地五
境港市児童厚生体育会館	〃	小篠津町九四一番地三
境港市農民研修会館	〃	財ノ木町六五六番地一二

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】